

公益財団法人サンベルクス眞澄財団 奨学金給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人サンベルクス眞澄財団（以下「サンベルクス眞澄財団」という。）が行う奨学金の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 奨学金 サンベルクス眞澄財団が定款第3条の目的に従い給与する学資金
- (2) 奨学生 奨学金の給与を受ける者

(奨学生の資格)

第3条 奨学生の資格は、大学、高等専門学校又は高等学校に在学し、成績優秀・品行方正・身体強健でありながら、経済的理由により修学が困難な者でスポーツ（全般）を行っている方であって他の団体から奨学金の給与又は貸与を受けていない者とする。

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 大学又は大学院に在学する者 月額 30,000円
- (2) 高等専門学校に在学する者 月額 20,000円
- (3) 高等学校に在学する者 月額 20,000円

2. 奨学金は返還を要しない。ただし、偽りの申し出により奨学金の給与を受けたときは、この限りではない。

(奨学金給与の期間)

第5条 奨学金を給与する期間は、それぞれの定める期間とする。ただし、第2学年以降の学年において奨学生となった者については、当該の者が当該学校を卒業するのに必要な最短の修業

期間とする。

- (1) 高等学校… 3年間
- (2) 高等専門学校… 5年間
- (3) 大学及び大学院に在学する者… 3年生及び4年生の2年間

(奨学金の給与の廃止)

第6条 奨学生が、次の各号の1つに該当するときは、給与を廃止する。

- (1) 第3条に定める奨学生の資格を失ったとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良のため学校において懲戒処分を受けたとき。
- (3) 最短修業期間で卒業できる見込みがなくなったとき。

(奨学金の給与の停止)

第7条 奨学生が、次の各号の1つに該当するときは、奨学金の給与を停止する。

- (1) 休学したとき。
 - (2) 他に収入があり、奨学金を必要としないと認めるとき。
2. 前項の規定により奨学金の給与を停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出た時は、奨学金の給与を再開する。ただし、前項の規定により停止された期間の奨学金は給与しない。

(奨学金給与申請手続)

第8条 奨学金の給与を受けようとする者は、次の書類を添えてサンベルクス眞澄財団に申請しなければならない。

- (1) 推薦書（様式第1号）
- (2) 奨学生願書（様式第2号）
- (3) 成績証明書
- (4) 所得証明書（市区町村が発行するもの）
- (5) 健康診断書

(選考)

第9条 奨学生の選考は、奨学生選考委員会が学業・性行・健康状態・学資の支弁の状況を総合的に判断し、決定する。

(判定基準)

第10条 奨学生の選考に伴う判定基準は、それぞれの基準を定める。

- (1)学業に関する判定基準…優れた知的資質を有し、平均水準以上の学習成績を修めている者。(学業成績証明により判定する)
- (2)性行に関する判定基準…学習活動及びその他全般を通じて態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識のある社会人として活動できる見込みがあること。(学校長の奨学生推薦書を重視する)
- (3)健康に関する判定基準…健康上障害がなく、修学及びスポーツ活動に十分たえ得ると認められること。(健康診断書を重視する)
- (4)学資の支弁が困難であることの判定基準…所得証明書を重視する

(奨学生の決定及び通知)

第11条 奨学生は、前条の規定により公募し、申請のあった者のうちからサンベルクス眞澄財団選考委員会の選考を経て理事会が決定する。

2. 前項の規定により奨学生を決定したときは、応募者本人に直接通知するものとする。

(奨学金の給与方法)

第12条 奨学金は、年2回サンベルクス眞澄財団から奨学生に口座振込払により交付する。

(奨学生の報告義務)

第13条 奨学生は、毎年度末成績証明書を添えて、年度終了後1ヶ月以内にその年度の修学状況をサンベルクス眞澄財団へ報告しなければならない。

2. 奨学生が、次の各号の掲げる事由に該当したときは、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、その旨、サンベルクス眞澄財団に報告しなければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき 学校長の証明書
- (2) 停学その他の懲戒処分を受けたとき 処分の事由及び処分の内容を記載した書類
- (3) 氏名・住所に変更があったとき 戸籍抄本又は住民票の写し
- (4) 保護者の氏名・住所に変更があったとき 戸籍謄本又は住民票（世帯員全員）の写し

（奨学金の辞退）

第14条 奨学生は、奨学金を辞退しようとするときは、書面により、サンベルクス眞澄財団に申し出なければならない。

（その他）

第15条 この規程に定めるものの外、奨学金の給与に関し必要な事項はサンベルクス眞澄財団の理事長が定める。

付 則

この規程は、公益財団法人サンベルクス眞澄財団の設立日から施行する。

令和4年10月18日 改訂